給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第６号

兵庫県加古川市別府町新野辺917番地の２
再生債務者　香月　祥志
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年11月１日まで
4　一般異議申述期間　平成28年11月15日から平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再ロ）第１号

高知市越前町１丁目８番27号　202号
再生債務者　上村　邦仁
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年11月１日まで
4　一般異議申述期間　平成28年11月８日から平成28年11月22日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第８号

横浜市港北区綱島西５丁目15番15号
再生債務者　山本　　薫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年10月19日まで
平成28年10月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第２５号

大阪市東淀川区北江口３丁目３番１―801号
再生債務者　芝田　優子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年11月１日まで
平成28年10月４日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号

岐阜市浪花町２丁目４番地５
再生債務者　樋口　正子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月４日　岐阜地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１０００１号

長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1370番地41
再生債務者　久田　善行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年９月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月３日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２８年（再ロ）第１０００２号

長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1370番地41
再生債務者　久田　俊恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年９月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月３日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２８年（再ロ）第３号

神奈川県大和市福田６丁目９番地４
再生債務者　西川　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第７号

神奈川県海老名市今里２丁目２番16―209号
再生債務者　山本　健雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第２号

北海道旭川市東光３条７丁目３－６、住民票上の住所北海道河東郡音更町北鈴蘭北２丁目１番地31
再生債務者　稲垣　道晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月５日　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第５号

京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字隠谷37番地の26
再生債務者　水流　栄次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月七日
掲載頁　五十一頁（号外第一二六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月二十七日
掲載頁　七十六頁（号外第二二三号）
平成二十八年十月十四日
札幌市北区北九条西三丁目一番地一
（甲）イワタニ北海道株式会社
代表取締役　清水　尚之
北海道美唄市字峰延二七八〇番地
（乙）空知マルヰ株式会社
代表取締役　東　　敏行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月七日
掲載頁　五十五頁（号外第一二六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月二十七日
掲載頁　七十六頁（号外第二二三号）
平成二十八年十月十四日
札幌市北区北九条西三丁目一番地一
（甲）イワタニ北海道株式会社
代表取締役　清水　尚之
北海道美唄市字峰延二七八〇番地
（乙）空知マルヰ株式会社
代表取締役　東　　敏行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表は、甲は平成二十八年九月二十三日付官報（号外第二〇九号）五十六頁に、乙は同五十七頁に開示しております。
平成二十八年十月十四日
東京都江東区牡丹三丁目一四番一五号
（甲）株式会社前川
代表取締役　前川　　正
東京都江東区牡丹三丁目一四番一五号
（乙）株式会社前川産業
代表取締役　安川　拓郎
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://www.netyear.net/
平成二十八年十月十四日
東京都中央区銀座二丁目一五番二号
（甲）ネットイヤーグループ株式会社
代表取締役　石黒不二代
東京都中央区銀座二丁目一五番二号
（乙）ネットイヤークラフト株式会社
代表取締役　福田　和之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表は、甲は平成二十八年九月二十三日付官報（号外第二〇九号）五十六頁に、乙は同五十七頁に開示しております。
平成二十八年十月十四日
東京都千代田区紀尾井町四番一号
（甲）ランスタッド株式会社
代表取締役　猿谷　　哲
東京都千代田区紀尾井町四番一号
（乙）ランスタッド東京合同会社
代表社員　ランスタッドジャパンホール
ディングス合同会社
職務執行者　ウィガーズマルセル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表は、甲は平成二十八年九月二十三日付官報（号外第二〇九号）五十六頁に、乙は同五十七頁に開示しております。
平成二十八年十月十四日
東京都江東区牡丹三丁目一四番一五号
（甲）株式会社前川
代表取締役　前川　　正
東京都江東区牡丹三丁目一四番一五号
（乙）株式会社前川産業
代表取締役　安川　拓郎